

対象範囲について(案)

燃費規制における JC08 モード燃費試験の対象範囲(図1)は、揮発油、軽油又は液化石油ガスを燃料とし、乗車定員10人以下の乗用自動車、乗車定員11人以上かつ車両総重量が3.5t以下の乗用自動車及び揮発油又は軽油を燃料とする車両総重量が3.5t以下の貨物自動車であって、道路運送車両法第75条第1項の型式指定を受けたもの(型式指定自動車)である。

図1 燃費規制の対象範囲

	乗車定員	車両総重量	揮発油	軽油	液化石油ガス	その他 燃料
乗 用 自 動 車	<u>9人以下</u>	<u>3.5t以下</u>	<u>型式指定自動車</u>	<u>型式指定自動車</u>	<u>型式指定自動車</u>	
		3.5t超	型式指定自動車	型式指定自動車	型式指定自動車	
	<u>10人</u>	<u>3.5t以下</u>	<u>型式指定自動車</u>	<u>型式指定自動車</u>	<u>型式指定自動車</u>	
		3.5t超	型式指定自動車	型式指定自動車	型式指定自動車	
	<u>11人以上</u>	<u>3.5t以下</u>	<u>型式指定自動車</u>	<u>型式指定自動車</u>		
		3.5t超		型式指定自動車 及び一酸化炭素 等発散防止装置 指定自動車		
貨 物 自 動 車		<u>3.5t以下</u>	<u>型式指定自動車</u>	<u>型式指定自動車</u>		
		3.5t超		型式指定自動車 及び一酸化炭素 等発散防止装置 指定自動車		

※アンダーライン部分が、JC08 燃費試験の対象範囲

平成27年2月、中央環境審議会第12次答申(以下、中環審答申)における排出ガス規制への速やかな乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法(Worldwide harmonized Light vehicles Test Procedure(WLTP))を導入する提言を踏まえ、以下のように整理する。

燃費試験における乗用車等の適用対象については、WLTP-gtr より JC08 燃費試験の方が、対象車両の範囲が広い。具体的には、JC08 燃費試験が乗車定員10人かつ車両総重量3.5トン超の車両を適用対象に含むのに対して、WLTP-gtr は当該車両を含まない。

我が国において、当該車両が、WLTP 燃費試験導入後も JC08 燃費試験を適用する対象として残る場合、各試験サイクルの適用対象の区分けは複雑化する。一方で、当該車両には、現行燃費規制適合車としての実態はないことから、混乱を回避するため、WLTP 燃費試験の導入にあわせて、当該車両に対する燃費規制を乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5トン超と同様の整理を行うこととする。具体的には、乗車定員10人かつ車両総重量3.5トン超の軽油を燃料する乗用自動車については、燃費試験法を現行の JC08 モードから JE05 モードに変更すると共に一酸化炭素発散防止装置指定自動車についても燃費規制に対象範囲とし、乗車定員10人かつ車両総重量3.5トン超の揮発油又は液化石油ガスを燃料とする乗用自動車については燃費規制の対象外とすることが適当である(図2)。

図2 WLTP 燃費試験を適用する燃費規制の対象範囲

	乗車定員	車両総重量	揮発油	軽油	液化石油ガス	その他 燃料
乗 用 自 動 車	<u>9人以下</u>	<u>3.5ト以下</u>	<u>型式指定自動車</u>	<u>型式指定自動車</u>	<u>型式指定自動車</u>	
		3.5ト超	型式指定自動車	型式指定自動車	型式指定自動車	
	<u>10人</u>	<u>3.5ト以下</u>	<u>型式指定自動車</u>	<u>型式指定自動車</u>	<u>型式指定自動車</u>	
		3.5ト超		型式指定自動車 及び一酸化炭素 等発散防止装置 指定自動車		
	<u>11人以上</u>	<u>3.5ト以下</u>	<u>型式指定自動車</u>	<u>型式指定自動車</u>		
		3.5ト超		型式指定自動車 及び一酸化炭素 等発散防止装置 指定自動車		
貨 物 自 動 車		<u>3.5ト以下</u>	<u>型式指定自動車</u>	<u>型式指定自動車</u>		
		3.5ト超		型式指定自動車 及び一酸化炭素 等発散防止装置 指定自動車		

※アンダーライン部分が WLTP 燃費試験の対象範囲

※※黄色部分が図1との変更点